

調和

社報タイトル「調和」は社内で掲げる
令和2年の標語です。

No. 173

● 経営コンサルティング
● 相続
● 会計

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 税理士 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

12月の税務

● 12月10日

1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2. 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

提出先…給与の支払者経由, その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

● 本年最後の給与の支払をするとき

3. 給与所得の年末調整

● 翌1月4日

4. 10月決算法人の確定申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉

5. 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

〈消費税及び地方消費税〉

6. 4月決算法人の中間申告

〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

7. 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 7月決算法人の3月ごとの中間申告

〈消費税及び地方消費税〉

8. 消費税の年税額が4,800万円超の9月, 10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉

● 12月中において市町村の条例で定める日

9. 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付



「電子帳簿保存法」

久保 孝一

10月1日より「電子帳簿保存法」が改正・施工されました。
今回の改正により契約書・領収書・請求書等の保存要件が緩和されました。

コロナの影響によりテレワークが進み、脱ハンコの議論、
更にはペーパーレスについても期待されますが
「電子帳簿保存法」とはどのようなものなのでしょうか。



1998年に国税関係の帳簿類や証憑類の全部、または一部を電子データで保存することを認めた法律です。しかし、原本の改ざんや不正のリスクも伴うために「真実性」や「可視性」の確保を要件としています。

事業主であれば「全てデジタルにしたい」と思う方も多いと思います。

しかし、事前に税務署へ申請する必要があり、デジタルに移行する為のデバイスの選定や電子データ保存の規定の作成も必要となります。

又、スキャンする手間などを考えると全て破棄もできないことが予想され容易ではないと思いますが、この度の法律の改正はペーパーレスへの一歩と言えるでしょう。

アルコールアレルギーに注意を

新型コロナウイルスの対策でアルコール消毒が有効だといわれ、一時期は購入できないほどになりました。店舗や施設・会社に設置され、使用する頻度も多くなりました。

アルコール消毒を使用して、この症状がでた方もいたのではないのでしょうか？
手荒れです。これは、肌の乾燥を招き、肌のバリア機能を低下させる為です。ハンドクリームをこまめに塗ることで対策できます。

ただし、手荒れ以外の症状がある方は注意が必要です。
肌が赤く腫れる方は、アルコールに対して過敏に反応しているためで、お酒に弱い方に多く見られます。

もう一つは、アルコールアレルギーによるものです。アルコールに対して過剰な免疫反応がおきます。じんましんや息苦しきです。

このような症状がでる方は、アルコール消毒は避けましょう。
また、アルコール消毒を行う際には周りにも配慮しましょう。

菊地 祥代

